

付 録

新潟大学教育実習実施要項……………	213
新潟大学教育学部教育実習規程……………	216

○新潟大学教育実習実施要項

(平成 22 年 3 月 31 日学長裁定)

改正 平成31年 3 月 28 日 令和 2 年 3 月 25 日
令和 4 年 9 月 29 日 令和 5 年 3 月 24 日

第 1 趣旨

この要項は，新潟大学(以下「本学」という。)における教育実習(新潟大学教育学部教育実習規程(平成 20 年教育規程第 4 号)に規定する教育実習を除く。以下同じ。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 授業科目及び履修方法

1 教育実習の授業科目は，次のとおりとする。

(1) 中等教育実習Ⅱ 3 単位(教育実習に係る事前及び事後の指導(以下「教育実習事前・事後指導」という。)1 単位を含む。)

(2) 中等教育実習Ⅲ 2 単位

2 高等学校教諭免許状の取得を希望する者は，中等教育実習Ⅱを履修しなければならない。

3 中学校教諭免許状の取得を希望する者は，中等教育実習Ⅱ及び中等教育実習Ⅲを履修しなければならない。

第 3 履修要件

中等教育実習Ⅱ及び中等教育実習Ⅲを履修することのできる者は，学部第 4 年次学生(教育学部に所属する学生を除く。)又は大学院の学生(教育実践学研究科に所属する学生を除く。)で，次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号。以下「免許法施行規則」という。)第 4 条及び第 5 条に規定する以下の教科及び教職に関する科目の単位を修得済みであること。

教科及び教職に関する科目	各項目に含めることが必要な事項	単位数
教科及び教科の指導法に関する科目	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	2
教育の基礎的理解に関する科目	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	2
	「幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」又は「特別の支援を必要とする幼児，児童及び生徒に対する理解」	2
道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，教育相談等に関する科目	「生徒指導の理論及び方法」，「教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法」及び「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」	4

- (2) 免許法施行規則第 66 条の 6 に規定する科目以外で、教育職員免許状の取得に必要な教科及び教職に関する科目(教科及び教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目)を履修済み又は履修中であること。

第 4 教育実習協力校

- 1 中等教育実習Ⅱ(教育実習事前・事後指導を除く。)は、学生の出身高等学校(以下「高等学校協力校」という。)で2週間の教育実習を行うこととする。
- 2 中等教育実習Ⅲは、学生の出身中学校(以下「中学校協力校」という。)で2週間の教育実習を行うこととする。
- 3 前2項において、やむを得ない事由がある場合には、新潟大学教育基盤機構全学教職センター(以下「センター」という。)が指定した高等学校又は中学校をそれぞれ高等学校協力校又は中学校協力校とみなして行うことができるものとする。
- 4 第1項の場合において、高等学校協力校での教育実習を行うことが困難である場合には、中学校協力校で行うことができる。
- 5 第2項の場合において、中学校協力校で教育実習を行うことが困難である場合には、高等学校協力校で行うことができる。

第 5 実習放棄

- 1 教育実習を行うにあたって、当該教育実習期間の途中での放棄は認めない。
- 2 第4の第4項及び第5項の場合において、同一の高等学校協力校又は中学校協力校での教育実習期間が連続した4週間となる場合は、当該教育実習期間の途中での放棄は認めない。

第 6 欠席等の取扱い

教育実習期間中における欠席等については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 教育実習事前・事後指導にあつては欠席は認めない。
- (2) 学生は、次に掲げる事由により、教育実習を欠席、遅刻又は早退しようとするときは、必ず事前に当該実習校における指導教諭を経て校長にその旨を届け出て承認を得なければならない。
 - 1) 病気
 - 2) 事故
 - 3) その他やむを得ない事由
- (3) 前号により教育実習を欠席、遅刻又は早退した場合は、センターと当該実習校との協議により当該実習校において補講を行うことができるものとする。

第7 教育実習の立案及び実施

教育実習の立案及び実施は、次のとおり行うものとする。

- (1) 教育実習に係る教育実習計画は、センターと高等学校協力校及び中学校協力校(以下「協力校」という。)又は都道府県等教育委員会との協議の上、決定する。
- (2) 教育実習事前・事後指導は、センターにおいて立案し、実施する。

第8 雑則

この要項に定めるもののほか、教育実習に係る必要な事項については、センターと協力校との協議により決定する。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から実施する。

附 則(平成31年3月28日)

- 1 この要項は、平成31年4月1日から実施する。
- 2 平成30年度以前に入学した学生の教育実習については、なお従前の例による。

附 則(令和2年3月25日)

この要項は、令和2年4月1日から実施する。

附 則(令和4年9月29日)

この要項は、令和4年10月1日から実施する。ただし、第3条第1項第1号の改正規定は、令和4年4月1日から適用するものとし、令和3年度以前に入学した学生の履修要件については、なお従前の例による。

附 則(令和5年3月24日)

- 1 この要項は、令和5年4月1日から実施する。
- 2 令和5年度に実施する教育実習は、改正後の規定により実施したものとみなす。

○新潟大学教育学部教育実習規程

(平成 20 年 4 月 1 日教育規程第 4 号)

改正 平成 21 年 9 月 17 日教育規程第 6 号 平成 24 年 3 月 16 日教育規程第 3 号
平成 29 年 3 月 6 日教育規程第 1 号 令和 2 年 3 月 6 日教育規程第 2 号
令和 3 年 3 月 5 日教育規程第 1 号 令和 5 年 3 月 6 日教育規程第 2 号

(設置)

第 1 条 この規程は、新潟大学教育学部規程(平成 20 年教育規程第 1 号)第 4 条第 4 項及び新潟大学養護教諭特別別科規程(平成 16 年規程第 161 号)第 11 条の規定に基づき、教育学部学生の教育実習及び特別支援教育実習並びに養護教諭特別別科学生の養護実習に関する基本的事項について定める。

(教育学部学生の教育実習)

第 2 条 教育学部学生(以下この条において「学生」という。)は、別表第 1 に規定する主専攻教育実習を履修しなければならない。

2 学生(特別支援教育専修を除く)は、別表第 2 に規定する副専攻教育実習(必修)を 1 科目履修しなければならない。

3 学生は、別表第 3 に規定する副専攻教育実習(選択)を 1 科目履修することができる。

(養護教諭特別別科学生の養護実習)

第 3 条 養護教諭特別別科学生は、別表第 4 に規定する養護実習を履修しなければならない。

(教育実習事前・事後指導)

第 4 条 教育実習事前・事後指導は、新潟大学教育学部教育実習委員会が、新潟大学附属学校(以下「附属学校園」という。)の協力の下に行うものとする。

(実習校)

第 5 条 教育実習、特別支援教育実習及び養護実習は、附属学校園において行う。ただし、その一部を教育実習協力校において行うことができる。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 9 月 17 日教育規程第 6 号)

この規程は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 16 日教育規程第 3 号)

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年度以前に入学した学生の教育実習については、なお従前の例による。

附 則(平成 29 年 3 月 6 日教育規程第 1 号)

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年度以前に入学した学生の履修方法については、なお従前の例による。

附 則(令和 2 年 3 月 6 日教育規程第 2 号)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 5 日教育規程第 1 号)

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 2 年度以前に入学した学生の履修方法については、なお従前の例による。
ただし、副専攻教育実習の種類、単位、期間及び履修年次は、別表 3 の定めるところによるものとする。

附 則(令和 5 年 3 月 6 日教育規程第 2 号)

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 4 年度以前に入学した学生の履修方法については、なお従前の例による。
ただし、令和 3 年度以降に入学した教科教育コース小学校主免の学生の副専攻教育実習(必修)における中等教育実習の履修方法については、改正後の別表第 2 備考 4 の定めるところによるものとする。

別表第 1(第 2 条関係)

教育学部主専攻教育実習(必修科目)

コース	専修等		科目	履修年次等					
				第 3 年次		第 4 年次		事前・事後指導	単位計
				相当する単位	期間(週)	相当する単位	期間(週)		
学校教育コース	学校教育学専修 教育心理学専修		初等教育実習 I	4	4	/	/	2	6
	特別支援教育専修	小教基礎免	初等教育実習 II	2	2	2	2	1	5
			特別支援教育実習	2	2	/	/	1	3

教科教育コース	小学校主免	初等教育実習 I	4	4	/	/	2	6
	中学校主免	中等教育実習 I	2	2	/	/	2	4
		中等教育実習 III	2	2	/	/	/	2

備考

- 1 学校教育学専修，教育心理学専修及び小学校主免の初等教育実習 I は，小学校の教育実習を中心とする。
- 2 中学校主免の中等教育実習 I 及び中等教育実習 III は，中学校の教育実習を中心とする。
- 3 特別支援教育専修(小教基礎免)の初等教育実習 II 及び特別支援教育実習は，小学校及び特別支援学校の教育実習を中心とする。
- 4 事前・事後指導の期間は，別に定める。

別表第 2(第 2 条関係)

教育学部副専攻教育実習(必修)(必修科目)

科目	履修年次等			単位計
	第 3, 第 4 年次			
	単位	期間(週)	事前・事後指導	
単位				
初等教育実習	2	2		2
中等教育実習	2	2		2
特別支援教育実習	2	2	1	3

備考

- 1 事前・事後指導の期間は，別に定める。
- 2 学校教育学専修，教育心理学専修においては，中等教育実習又は特別支援教育実習を履修するものとする。
- 3 中学校主免においては，初等教育実習を履修するものとする。
- 4 小学校主免においては，中等教育実習を履修するものとする。なお，原則として所属する専修の教科で履修するものとする。

別表第3(第2条関係)

教育学部副専攻教育実習(選択)(選択科目)

科目	履修年次等			単位計
	第3, 第4年次			
	単位	期間(週)	事前・事後指導	
			単位	
初等教育実習	2	2		2
中等教育実習	2	2		2
特別支援教育実習	2	2	1	3

備考 事前・事後指導の期間は、別に定める。

別表第4(第3条関係)

養護教諭特別別科養護実習(必修科目)

別科	科目	単位	期間(週)
養護教諭特別別科	養護実習	4	4